

## 農地法 3 条許可申請

□□□□ は農業委員会に様式がある書類

	書類	和泉市内在住	和泉市外在住
1	許可申請書（農地所有適格法人）	2 部	2 部
2	通知書	1 部	1 部
3	誓約書	1 部	1 部
4	耕作状況一覧表	—	1 部
5	委任状	1 部	1 部
6	土地の全部事項証明書・・・（3ヶ月以内） （現住所と異なる場合は、住民票か戸籍の附表を添付）	1 部	1 部
7	譲渡人（貸人）の印鑑証明書・・・（3ヶ月以内）	1 部	1 部
8	見取図	2 部	2 部
9	公図	1 部	1 部
1 0	耕作証明書	—	1 部
1 1	1/10,000 の地図	—	1 部
1 2	経路図	—	1 部
1 3	組合員名簿または株主名簿の写し	1 部	1 部
1 4	農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社が構成員である場合は、構成員が承認会社であることの証明書、その構成員の名簿	1 部	1 部
1 5	関連事業者が構成員である場合は、構成員と農地所有適格法人との契約書の写し	1 部	1 部

### ○賃貸借権・使用貸借権設定の場合

	書類	和泉市内在住	和泉市外在住
1 6	賃貸借・使用貸借契約書の写し	1 部	1 部

※2. 2,000平方メートル以上の農地の取得を目的とした新規参入（新規参入後、一耕作未滿で2,000平方メートル以上の農地を取得することになる場合を含む。）の場合、3条許可申請書を提出する前に特別審査委員会で事前審査を行います。なお、事前審査申出の締切は毎月20日で、委員会終了後に開催いたします。

	書類	和泉市内在住	和泉市外在住
--	----	--------	--------

17	事前審査申出書	1部	1部
18	土地の全部事項証明書（コピー可）	1部	1部
19	見取図	1部	1部
20	その他、申請内容を確認できる書類で添付可能なもの	1部	1部



### 3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(1) 権利を設定又は移転しようとする時期

(2) 土地の引渡しを受けようとする時期

(3) 契約期間

#### (記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記3は、(1) 権利を設定又は移転しようとする時期、(2) 土地の引渡しを受けようとする時期、(3) 契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を添付してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
	自作地						
	貸付地						
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況			
非耕作地							

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
	借入地						
	貸付地						
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況			
非耕作地							

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書き（疾病または負傷による療養等のため、一時的に貸し付けようとする場合等）に該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 申請地取得後の営農計画

所在地	地目	面積	作付予定作物	10 a 当りの収穫見込	収入見込

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
確保しているもの	所有				
	リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有				
	リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	農作業歴（ 年）
	農業技術修学歴（ 年）
	その他（ ）
② 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在： 人（農作業経験の状況： ）
	増員予定： 人（農作業経験の状況： ）
③ 臨時雇用労働力（年間延人数）	現在： 人（農作業経験の状況： ）
	増員予定： 人（農作業経験の状況： ）
④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの距離及び時間	住所地、拠点となる場所等から _____ k m、 _____ 分、通作方法 _____

<農地法第3条第2項第2号関係>

2 該当するものに印を付してください。

- 農地所有適格法人
- その他

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 該当するものに印を付してください。

- 信託の引受けによる権利の取得
- その他

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への  
従事状況 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等  
内の親族をいいます。)

	氏名	年齢	職業	権利取得者との関係	農作業従事日数	備考
世帯員等						

その者の農作業への従事状況 (該当する期間 (実績又は見込み) を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業 (耕うん、播種、施肥、刈取り等) にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
（表作の作付内容＝                      、裏作の作付内容＝                      ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）			
権利取得後（予定）			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）		
2年前（実績）		
1年前（実績）		
申請日の属する年 （実績又は見込み）		
2年目（見込み）		
3年目（見込み）		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事 日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計


農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：            日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計


農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株式名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株式名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「事業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資源の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
  
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
  
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
  
- 4 「2(1) 農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
  
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1) 農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が該当法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。



# 誓 約 書

平成 年 月 日

和泉市農業委員会会長 様

譲受人 住所

(借 人) 氏名

印

私は、今般末尾記載の土地について、農地法第3条の規定による許可申請を行うにあたり、本件許可後は別紙申請書のとおり、農業経営に精励し、生産の向上に努力致します。

なお、最低3年間は自ら耕作を行い、他人に転貸、転売及び農地転用等は致しません。

## 物件の表示

所	在	地 番	地 目	面 積
和泉市				m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>

備 考



# 委任状

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話 \_\_\_\_\_)

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

## 物件の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)	所有者
和泉市				

上記物件に対し、 ※ 委任する権限の番号に○を付けて下さい。

1. 農地法第3条の許可申請から受領に係る一切の件
2. 農地法第4条の許可申請（届出）から受領に係る一切の件
3. 農地法第5条の許可申請（届出）から受領に係る一切の件
4. 農地法 第4条 の 許可済証明願 の申請から受領に係る一切の件  
第5条 の 受理通知済証明願
5. 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請から受領に係る一切の件
6. 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の申請から受領に係る一切の件
7. 引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請から受領に係る一切の件
8. その他 ( )

和泉市農業委員会会長 様

令和 年 月 日

委任者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

収 入  
印 紙

## 農地賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を和泉市農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）住所

氏名

Ⓜ

賃借人（以下乙という。）住所

氏名

Ⓜ

### 1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

### 2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの年間とする。

(2) 甲または乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6箇月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

### 3 借賃の額及び支払期日

乙は、甲に対し、別表1に記載された土地その他の物件につき同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

### 4 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### 5 転貸

乙は、本人またはその世帯員が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により貸借物を転貸する場合には、甲の承諾を得なければならない。

### 6 修繕及び改良



## 農地使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を和泉市農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

貸人（以下甲という。）住所

氏名

印

借人（以下乙という。）住所

氏名

印

### 1 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を貸し付ける。

### 2 使用貸借の期間

(1) 使用貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの年間とする。

(2) 甲または乙が、使用貸借の期間の満了の1年前から6箇月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、使用貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

### 3 転貸

乙は、本人またはその世帯員が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により貸借物を転貸する場合には、甲の承諾を得なければならない。

### 4 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は甲が行う。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。

(4) 乙が甲の負担に属する必要費用を支出したときには、費用償還請求をすることができる。

5 経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。

(3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

(4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

(5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

6 目的物の返還

使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

7 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

8 契約の承継

本契約は、乙が死亡した場合には民法第599条の規定にかかわらず、乙の相続人がその地位を承継する。この場合、乙の相続人は、乙の死亡後直ちに使用貸借権の相続人を決定し、その旨を甲および農業委員会に通知する。

9 その他

その他、この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示				備考
所在	地番	地目	面積	